

地方議会制度改革と今後の展望

—青森県内市町村議会アンケート調査結果に着目して—

橋 田 誠*

1. はじめに

我が国の地方自治は首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制を採用しており、地方議会に期待される役割は大きい。議員のなり手不足など地方議会を取り巻く課題に対応するため、2017年から2023年にかけて国における地方議会制度改革論が提起・議論され、その結果、2022年12月及び2023年5月に、地方議会・議員に関連する内容を主眼とする地方自治法の一部を改正する法律が成立・公布された。

本稿は、2023年5月の地方自治法改正までの地方議会制度改革議論と法改正に至る経過を概観するとともに、2022年8月に筆者が実施した青森県内市町村議会アンケート調査の結果にも着目し、地方議会の役割、議員の職務明確化などの地方議会制度改革の今後の展望を提示することを目的とする。

2. 国における地方議会制度改革議論の経過

地方議員のなり手不足、地方議員への多様な人材の参画など地方議会のあり方をテーマに、国レベルの地方議会制度改革議論が、2017年以降活発に展開されてきた。これらの主な事項は表1のとおりであるが、本章では2021年までの主な議論について概観する。

2.1 町村議会のあり方に関する研究会

「町村議会のあり方に関する研究会」¹⁾は総務省の研究会として、2017年7月に設置された。設置目的は「議員のなり手不足等により特に町村の議会運営における課題が指摘されていることにかんがみ、小規模な地方公共団体における幅広い人材の確保、町村総会のより弾力的な運用方策の有無その他の議会のあり方に係る事項などについて具体的に検討を行うため」である。

研究会の最終報告書では、現行の議会のあり方を維持することも当然の選択肢であることを前提とした上で、「集中専門型」「多数参画型」という新しい議会のモデルを条例で選択できることとした。このことによって、小規模市町村における議会制民主主義による住民自治の確保に資することができるものと考えられるとしている。

「集中専門型」は少数の専門的議員による議会構成とし、生活給を保障する水準の十分な議員報酬を支給する。「多数参画型」は多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間、休日を中心とする議会運営を行うものである。これらの新たなモデルは、特に町村議会議員のなり手不足解消のための処方箋になり得る可能性はあったが、具体的な制度化は見送られている。

2.2 地方議会・議員のあり方に関する研究会

「地方議会・議員のあり方に関する研究会」²⁾は総務省の研究会として2019年6月に設置された。設置目的は、「時代の変化に伴い地方議会・議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員のな

* 弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員

り手不足が深刻な状況となっていること等を踏まえ、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について、幅広く議論を行うこと」である。この研究会には、有識者の他に都道府県・市町村議会議長会の関係者が委員として参画した。

2020年9月に公表された「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」では、議会がその重要な役割を十分に果たすために多様な層の住民から選出された議員で構成される必要があることや住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要であることを指摘している。また、議会の位置付けや議員の職務等については、法律での規定の必要性の意見も出されたが、求められる議員像や規模の違いを踏まえ、引き続き検討されることとなった。さらに、地方議会への多様な人材の参画と選挙制度については、①投票方式②被選挙権③選挙区④選挙期日⑤供託金⑥選挙運動など、将来を見据えた地方議会議員選挙制度のあり方が議論されたが、各方面において幅広い国民的議論を期待するという表明にとどまった。

2.3 第32次地方制度調査会

第32次地方制度調査会³⁾は、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方についての調査審議の諮問を受け、2018年7月に発足した。

2020年6月の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、地方議員のなり手不足に関する当面の対応として、①議員の職務等法的位置づけ②議員報酬のあり方③請負禁止の緩和④立候補環境の整備の4点が示された。議員の請負禁止は、禁止の対象となる請負の範囲が明確でないことは、立候補しようとする者にとって懸念材料の一つであり、その範囲を明確化する必要があること、また個人の請負に関する規制について、透明性を確保する方策とあわせて、その緩和について検討する必要があるとされた。さらに、立候補に伴うリスクを軽減する観点から、地方議会議員選挙に立候補した者が休暇を取得するなどした場合に、そのことを理由として解雇や配置転換等の不利益な取扱いを受けないようにすることについて、事業主をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方に留意しながら検討する必要があるとされた。

2.4 自由民主党地方議会の課題に関するプロジェクトチーム提言

政府与党内でも、地方議会のあり方を巡る議論がされてきた。自由民主党は政務調査会総務部会に「地方議会の課題に関するプロジェクトチーム」を2019年3月に設置し、2021年4月には「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」を公表した。

提言内容は次の3点である。第1は「地方制度調査会で議論を行い、協議が整ったものについて、議員立法等による対応を行う」こと、第2は「国会、各党において、喫緊の課題に迅速に対応するとともに、選挙制度など国民的議論が必要なものについて、協議を行い、協議が整ったものについて、議員立法等による対応を行う」こと、第3は「全国議長会及び各議会・議員においては、住民の理解と信頼を得るため取り組むことが望まれる事項については、積極的に対応する」ことである。

表 1 近年の地方議会制度改革議論と法改正の経過

年 月	項 目
2017年 7月	町村議会のあり方に関する研究会（総務省）設置
2018年 3月 7月	町村議会のあり方に関する研究会（総務省）報告書公表 第32次地方制度調査会設置
2019年 6月	地方議会・議員のあり方に関する研究会（総務省）設置
2020年 6月 9月	第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」 地方議会・議員のあり方に関する研究会（総務省）報告書公表
2021年 4月	自由民主党地方議会の課題に関するプロジェクトチーム 「令和時代にふさわしい地方議会・議員のあり方についての提言」公表
2022年 1月 12月 12月	第33次地方制度調査会設置 地方自治法の一部を改正する法律公布 第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」
2023年 5月	地方自治法の一部を改正する法律公布

3. 第33次地方制度調査会における議論と地方議会三団体の動向

3.1 諮問事項と議論の経過

第33次地方制度調査会⁴⁾は「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について」調査審議の諮問を受け、2022年1月に発足した。

地方制度調査会は、会長、副会長と具体的な議論を展開する専門小委員会メンバーを兼ねる学識者の他に総会のみ出席する国会議員6名と地方6団体の代表者6名により構成されている。

累次の地方制度調査会においても、何らかの地方議会論が展開されてきたが、第33次地方制度調査会の諮問事項には、地方議会に関する直接的な言及はなかった。第1回から第4回までの専門小委員会での議論を経て、第2回総会で審議事項の整理として、「その他の必要な地方制度のあり方」の中で、「地方議会の位置付けや議員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参画につながる環境整備など地方議会のあり方について、どのように考えるか」という項目が承認され、地方議会のあり方の議論が先行的に行われることとなった。第2回総会后には、5回にわたり専門小委員会が開催され、2022年12月21日の第3回総会で地方議会のあり方に関連した答申案が示され、12月28日に「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が首相に手交された。

3.2 地方議会三団体の動向と答申への影響

地方議会三団体（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）の動向は、第33次地方制度調査会の答申には大きな影響を与えた。

第33次地方制度調査会で、首相の諮問事項には明記されていない自治体議会に絡む審議項目が追加されたのは、第3回専門小委員会（4月13日）において、地方6団体のヒアリングが行われ、3議長会から自治体議会のあり方に関する問題提起があったためと言われる（今井2023）。全国都道府県議会議長会会長は、①地方議会は住民が選挙した議員で組織されること、②地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと、③地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任においてその職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うことを具体的に地方自治法に規定することを求めている。

しかし、地方議会三団体は第33次地方制度調査会発足前の2020年以降、議会の位置付けや議員の職務等を法律で明確にすることを政府・政党へ働きかけを行ってきている。この経過を時系列にまとめたものが表2である。

表2 地方議会三団体の連携した主な取組

年 月	事 項
2020年11月18日	活気ある地方議会を目指す全国大会決議（①議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。②議員の職務等を法律上明確化すること。）
2021年11月24日	「多様な議員で構成された活気ある地方議会を目指す全国大会」大会決議（地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。②地方議会議員の職務等を法律上明確化すること。③地方議会議員の兼業（請負）禁止の範囲を明確化し、規制を緩和するための法改正を行うこと。）
2022年1月11日	地方議会の位置付け及び議員の職務等を明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議（全国市議会議長会）⇒2022年2月7日の第1回専門小委員会に参考資料として提示される
2022年1月11日	地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議（全国町村議会議長会）⇒2022年2月7日の第1回専門小委員会に参考資料として提示される
2022年1月12日	地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議（全国都道府県議会議長会）⇒2022年2月7日の第1回専門小委員会に参考資料として提示される
2022年11月11日	「住民の負託にこたえ、活気ある地方議会を目指す全国大会」大会決議（地方議会の位置付け、議員の職務等について、次の3点を地方自治法に明文化すること。①地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること。②地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと。③地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと。）

3.3 第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」の概要

2022年12月26日にまとめられた「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」の構成は、第1に「議会についての現状認識と課題」、第2に「議会における取組の必要性」として①多様な人材の参画を前提とした議会運営②住民に開かれた議会のための取組③議長の全国的連合組織等との連携・国の支援、第3に「議会の位置付け等の明確化」、第4に「立候補環境の整備」、第5に「議会のデジタル化」として①議会へのオンラインによる出席②議会に関連する手続のオンライン化で構成されている。

第3の「議会の位置付け等の明確化」では、「議会の役割・責任、議員の職務等について、その重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる。具体的には、地方自治法の議会の設置根拠の規定に、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されるという地方公共団体における議会の位置付けを追記すること、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決する等の議会の役割・責任を明確に規定すること、議員は、議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないことを規定することが考えられる」とし、地方自治法の改正に直接言及している。

4. 地方自治法の改正

4.1 2022年地方自治法改正

2022年の地方自治法の改正では、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和（第92条の2）として、「請負」の定義を明確化するとともに、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が政令で定める額（政令で300万円と規定）を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこととした。本改正も地方議会三団体が請負禁止の範囲の明確化及び緩和について政府、政党に対して繰り返し要望してきた事項である。その他にも、災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備（第101条）として、災害その他やむを得ない事由により開会日に会議を開くことが困難であると認めるときは、召集の告示をした者が開会日を変更できるようにしたものである。

これらの改正は2022年12月6日の衆議院総務委員会で委員会提出の法案として決定すべきとの動議が提出され、賛成多数で決定し、12月8日の衆議院本会議、12月10日の参議院本会議で可決されたものである。

2022年地方自治法改正は地方制度調査会の答申を踏まえた閣法ではなく、議員立法によるのである。改正事項である「請負禁止の範囲の明確化・緩和」は、近年の地方議員のなり手不足の要因の一つとして地方議会三団体、特に個人事業主と地方自治体との間で取引関係が生じやすい町村部を抱える全国町村議会議長会から強い要望があったものである。本改正内容については、第32次地方制度調査会でも議論されたものであったが、法制化に至らなかったため、2023年の統一地方選挙前に議員立法で成立、施行されたものである。

4.2 2023年地方自治法改正

2023年の地方自治法改正は、前述した第33次地方制度調査会の答申を踏まえたものである。地方議会に係る大きな改正点は2点である。第1は地方議会の役割及び議員の職務等の明確化である（第89条）。第2は地方議会に係る手続きのオンライン化である（第138条の2）。地方議会三団体が強く要望した地方議会の役割及び議員の職務等の明確化は、地方自治法89条の改正により対応された。

従来、地方議会については、憲法第93条第1項で、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定され、地方自治法第89条に「普通地方公共団体に議会を置く」とのみ規定されていた。今回の改正では、まず第89条第1項を「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く」とし、議会の位置付けを明記した。

さらに、同条第2項に「普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する」と規定した。これは、議会の代表的権限である「議決」のほか「検査」「調査」を例示することで、地方議会制度の趣旨を明確にしたものである。また、同条第3項に「前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と議員の職務についても規定した。

5. 2022年青森県内市町村議会アンケート調査

5.1 調査の概要

筆者は2017年以降に活発化した議員のなり手不足を解消するための地方議会制度改革を巡る国における研究会での議論、地方議会サイドからの課題提起、学識者からの提言などの内容もふまえ、青森県内40市町村議会を対象に地方議会の課題動向に対する見解をたずねるアンケート調査を青森県市町村課の協力を得て実施した。

調査対象とした40市町村議会の全てから回答を得た。調査期間、対象など調査の概要は表3のとおりである。

表3 2022年青森県内市町村議会アンケート調査の概要

項目	内容
調査期間	2022年8月～9月
調査対象	青森県内市町村議会（事務局） ※青森県総務部市町村課から担当者名簿・メールアドレスの提供等の協力を受け実施
回答数	40市町村議会（回収率100%）
調査担当者	弘前大学大学院地域社会研究科 教授 佐々木純一郎 弘前大学大学院地域社会研究科 客員研究員 橋田 誠
主な調査項目	地方議会の課題に対する近年の国等の動向に対する見解 ・地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化する必要性 ・地方議会議員の職務等を法律上明確化する必要性 ・多様な人材の立候補環境改善を図る法整備の必要性 ・小規模議会議員報酬基準引き上げの財政支援の必要性 ・地方議会のデジタル化取組の技術的・財政的支援の必要性 ・今後、新たに選挙区を設けていくことの検討の可否 ・市町村議会と地域自治組織（自治会、町内会、福祉関係団体など）との連携の必要性 ・市町村議会の活性化に特に重要な施策の必要性 （議員の兼職・兼業禁止の緩和、議員への立候補や議会活動のための休暇・休職と議員退職後の復職制度、議員の手当制度の拡充、主権者教育の一環として学校教育における地方議会の啓発、議会内の保育スペースやバリアフリー化等の整備、厚生年金への地方議会議員の加入、選挙権と被選挙権の格差をなくし被選挙権年齢を引き下げること、供託金制度の改善、統一地方選挙の再統一）など

5.2 議会の位置付け・議員の職務の法律での明確化への回答

本調査では2022年1月に設置された第33次地方制度調査会での議論が進展していた時期であったことから、第33次地方制度調査会における全国市議会議長会、全国町村議会議長会の問題提起に対する見解についても回答を求めた。

その中で、2023年5月の地方自治法改正に盛り込まれた「地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること」と「地方議会議員の職務等を法律上明確化すること」の2項目についての回答内容は、次のとおりである。

◎地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること

「地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確にすること」については、「必要である」が14議会（35%）、「やや必要である」が15議会（37.5%）、「あまり必要ではない」が7議会（17.5%）、「必要でない」が1議会（2.5%）、「その他」が3議会（7.5%）であった。肯定的回答が7割を超え、否定的回答は2割であった。

■必要 ■やや必要 ■あまり必要でない ■必要でない ■その他

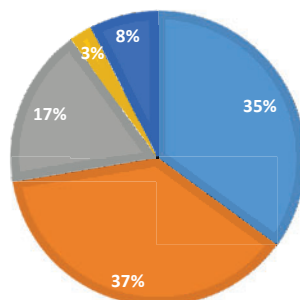


図1 議会の位置付け等を法で明確化する必要性の割合（青森県内市町村議会アンケート調査）

◎地方議会議員の職務等を法律上明確化すること

「地方議会議員の職務等を法律上明確化すること」については、「必要である」が13議会（32.5%）、「やや必要である」が12議会（30%）、「あまり必要でない」が9議会（22.5%）、「必要でない」が1議会（2.5%）、「その他」が5議会（12.5%）であった。肯定的回答が6割を超え、否定的回答は25%であった。

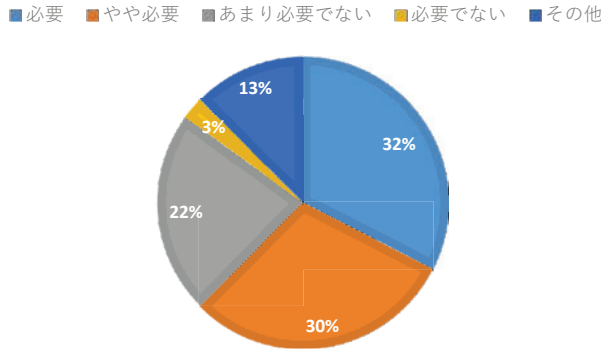


図2 議員の職務等を法で明確化する必要性の割合（青森県内市町村議会アンケート調査）

6. 今後の展望・総括

第33次地方制度調査会の「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」が「議会が果たすべき役割、議員の活動のあり方等を含めて、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組は数多くの地域で見られる。また、議会がその重要な役割・責任を十分に果たすよう、議会や議員がそれぞれの立場において、その重い役割や責任を自覚することが何よりも重要である」と指摘しているように、地方自治体の二元代表制の一翼を担う議会の役割や責任をより明確にしていくという観点から地方自治法の改正がされた。

地方自治法改正の根拠となった第33次地方制度調査会の答申策定段階では様々な議論が展開された。

法改正を強く求めた地方議会三団体からは、「地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定していただきたい。これにより、議会とは何かを住民にしっかりと理解いただく、議員自らその重い責任をさらに深く自覚する、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくという意義がある」（全国都道府県議会議長会）、「地方議会に対する住民の理解と関心を高め、議員になりたいという意識を醸成していくためには、地方議会は何のためにあるのか、地方議員は何をすべきなのかという基本的な認識を共有することが出発点になる。地方議会の団体意思決定機関としての位置付け及び議員の職務について、法律上明確にしたい」（全国市議会議長会）、「なり手不足問題への対応を、住民に十分理解いただきながら、腰を据えて進めていくためにも、地方議会の位置付けや議員の職務等を法律に位置付けることが必要。法律上明確に位置付けられることは、議会活動について住民から理解を得る契機となるとともに、多様な人材の議会への参画を促すことにつながるものと考えている」（全国町村議会議長会）といった意見が出された。

一方で、「地方議会の位置付けを地方自治法に定めることが、なぜ地方議員の多様性につながるのか。また、地方議会が地方公共団体の意思決定機関であるという理解が適切であるか」「地方議会の位置付けだけを明確にすれば、果たして女性とか若者がなりやすい環境づくりになるのか」といった疑問も複数の委員からあがった。議員のなり手不足対策を期待されたが、議会の位置付けや議員の職務規定の法制化が議会における多様な人材の参画に結びつくのか疑問なしとも言えない（今井2023）という指摘もある。

また、青森県内市町村議会アンケート調査の結果からは、法改正による地方議会の役割及び議員の職務等の明確化については、概ね賛同が得られているものの、地方議会の役割の明確化については2

割の議会が、議員の職務等の明確化については4分の1の議会が否定的意見であった。このことから、地方議会三団体の総意が全国の地方議会全体に浸透しているとは言い難い。

このような経過をふまえ、最後に地方議会制度改革の展望の視点を提示したい。

第1は、地方自治法改正の実効性を高めるため、地方議会が独自に行っている改革の可視化と議会事務局機能強化の必要性である。改革の取組を住民に広く周知し、議会と住民の距離を縮めていくことが必要である。

今般の地方自治法の改正はあくまでも地方議会改革を全国展開していく起点であり、具体的な成果は、各地方議会の取組に委ねられている。地方選挙における無投票当選の傾向は都道府県議会や町村議会が多く、選挙制度や議員報酬などの要因なども指摘されている。議員のなり手不足、女性や若者など多様な人材の地方議会への参画などの課題を直接解決できる処方箋ではない。

また、二代表制が機能するためには、地方議会制度改革、地方議員意識刷新とともに、地方議会事務局の体制整備が必要とされる（廣瀬2014）。青森県内市町村議会の議員数は、最小が6名、最大が35名であるが、事務局職員数も最小が2名、最大が16名で8倍の差がある。町村については2～3名の体制である。これでは、議員サポート力を発揮するには心もとない。議会の位置づけや議員の職務を法律上明確にした成果を生み出していくためには、任期付き職員や非常勤職員などによる柔軟な運用も含め、議会事務局機能の強化は喫緊の課題である。

第2は、多様な人材の議会への参画を図り、住民に開かれた持続可能な地方議会にするためには全国一律ではない地域の多様性を活かした柔軟な制度構築の必要性である。

「町村議会のあり方に関する研究会」で提案された現行議会の他の選択肢として「集中専門型」、「多数参画型」の議会形態については、全国町村議会議長会等の反対⁵⁾も強く、第32次地方制度調査会の答申にも盛り込まれず、制度化が見送られた（堀内2010）。しかし、「集中専門型」、「多数参画型」という二つの議会モデルは選択肢の一つにされたにすぎず、すべての町村に強制的に採用される形として想定されていない（辻2019）。「青森県内市町村議会アンケート調査」でも3割は評価している。都道府県と市町村で、あるいはそれらの類型の中でも議会のあり方が多様であってもよく、住民自治の他のチャンネルである住民参加、住民投票との組み合わせで、各自治体が自主的に選択すべき（人見2000）という視点も必要であろう。複数の異なる選挙制度の同時存在は望ましくない（砂原2015）という考え方もあるが、人口減少・少子高齢化の急速な進展の中で、全国の市町村が個性を活かし、議会制度を持続可能な形で維持していくことが求められる。自治体の種別によって異なる事務の所掌範囲に応じた形で、地方議会の権限や組織形態のあり方に多様性を認める方向で考えざるを得ない（辻2019）ということが、地域の実態に合致していると言えるであろう。

第3は、地方議会への住民参加促進の必要性である。平成の合併を経て、地方議会は、きめ細かく地域代表を選出する重要性は高まっている。青森県においても平成の合併により、2004年に67あった市町村が2006年には40に減少し、きめ細かく地域代表を選出し、地域住民の声を吸い上げていく仕組みの必要性は高まっている。地方議会への住民参加の手法として、議会報告会や住民、団体などとの意見交換会もあるが、「青森県内市町村議会アンケート調査」では、開催実績は2割台に留まっている。一方で、地域自治組織との連携の必要性については、肯定的な意見が8割に及んでいる。平成の合併で市町村区域は広域化したのが、議員定数の大幅な増加が見込めない中で、地域自治組織との連携の仕組みを市町村議会が柔軟に設定し、きめ細かい住民ニーズを議会運営に反映させることが肝要ではないかと思われる。

「青森県内市町村議会アンケート調査」の結果からも改革マインドは多様である。地方議会制度改革は、全国一律ではなく地域の実態に合致した多様な形態を認容する制度設計が求められる。

注釈

- 1) 町村議会のあり方に関する研究会については、次のサイトを参照。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/choson_gikai/index.html
(2023年12月16日取得)
- 2) 地方議会・議員のあり方に関する研究会については、次のサイトを参照。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihogikai_giin/index.html
(2023年12月16日取得)
- 3) 第32次地方制度調査会については、次のサイトを参照
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html
(2023年12月16日取得)
- 4) 第33次地方制度調査会については、次のサイトを参照。会議資料、議事録も公開されている。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html
(2023年12月16日取得)
- 5) 全国町村議会議長会は、2018年3月26日に総務省の「町村議会のあり方に関する研究会」の報告書が公表されたことを受け、「研究会設置趣旨の「町村総会のより弾力的運用」について研究すべきである。現場からの声、自主的な取組を重視すべきである。議会制度を検討する場合に、町村のみを対象とすること、および人口によって差を設けることに反対するなどの意見を發表している。

参考文献

- 江藤俊昭 (2020)「議会改革の到達点から第32次地制調答申を読む—地方自治制度改革と地方議会改革との連動—」『自治総研』通巻503号
- 今井照 (2023)「地方自治法の一部を改正する法律（令和4年12月16日法律第101号）及び第33次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（2022年12月28日）について」『自治総研』通巻533号
- 今井照 (2022)「地方制度調査会研究の論点—21次～32次を中心として」『自治総研』通巻522号
- 橋田誠・佐々木純一郎 (2020)「青森県における調査：市町村議会と圏域について」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第16号
- 橋田誠 (2022)「地方議会の改革動向に関する一考察—青森県地方議会調査を事例に—」『日本地域政策研究』28号
- 木寺元 (2018)「地方選挙制度改革と政治工学—総務省「地方議会・議員に関する研究会報告書」の検討と分析」『自治総研』通巻473号
- 佐々木純一郎・橋田誠 (2018)「青森県における地方議会調査」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第14号
- 佐々木純一郎・橋田誠 (2023)「青森県内市町村議会アンケート調査について」『地域社会研究』第16号
- 砂原庸介 (2015)「選挙制度と市町村議会の活性化」全国町村議会議長会編『地方議会人』45巻9号
- 総務省自治行政局 (2020)『地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書』
- 総務省自治行政局 (2018)『町村議会のあり方に関する研究会報告書』
- 曾我謙悟 (2019)『日本の地方政府』中央公論新社
- 第32次地方制度調査会 (2020)「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
- 第33次地方制度調査会 (2023)「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」
- 辻陽 (2019)『日本の地方議会』中央公論新社
- 日経グローバル (2011)『地方議会改革の実像』日本経済新聞社
- 長野基 (2019)「自治体議会改革の成果と構造—基礎自治体パネルデータからの分析—」『法学志林』116巻1号
- 人見剛 (2000)「住民自治の現代的課題—地方議会・住民参加・住民投票—」日本公法学会編『公法研究』62号
- 廣瀬克哉 (2014)「自治体議会と住民—その乖離と信頼回復」ぎょうせい編『月刊ガバナンス』164号
- 堀内匠 (2020)「第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を読む」『自治総研』通巻502号